

主なご意見と修正箇所(本編)

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	ガイドラインへの反映等
-	-	1	全体	事務局	-	マニュアルの作成者を修正(厚生労働省・環境省⇒厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)
第1章	(1)石綿について	2	p.1	時岡委員	石綿含有建築材料について、後段での使用箇所を踏まえると「意図的含有」、「0.1%」の記載をするか前述の石綿製品を用いる説明にしたほうが良い。	石綿含有製品の説明を修正。(カッコ書きの中の文言を前段に移動)
	(2)本ガイドラインの趣旨	3	p.3	村山座長	p.6図1-1で発注者または自主施工者がリスクコミュニケーションの責任者であるとしているので、趣旨においてももう少し記述してもよいと思う。	記載順を修正し、発注者または自主施工者が責任者であることを強調。一方で掲示については元請業者等の責務であることが分かるような記述とした。
		4		事務局	-	注釈に掲示の義務者を追加。
		5		城山委員	下請負人へのリスクコミュニケーション(大気汚染防止法に規定される石綿除去等作業の下請負人だけではなく、その他工事に関係するすべての下請負人への周知)も必要。	最後の段落に、すべての工事関係者による情報の共有も重要であることを記載した。
	(5)本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的	6	p.6		図1-1の事業者の枠内に「※関係者で情報共有」を追加。	
第2章	図2-1	7	p.7	外山委員	図2-1にある(3)②の事前調査結果の公表とは何を示しているか。	項タイトルの修正が図に反映されていないかった。事前調査結果の報告、掲示、作業の届出に修正。
		8		外山委員	図2-1施工計画を作成しないと事前調査結果の報告はできないため、記載を改める必要がある。	①事前調査の実施の下段にカッコ書きで「作業計画の作成」を記載した。
	(1)法・条例等の規定の確認	9	p.7	時岡委員	掲示の例は参考資料にて提示されており、参考資料では「事前」と「作業」の掲示が合わさっている旨の説明があるが、そもそも「別々ではなく、合わせた掲示でもよい」旨は説明は不要か。(p.20も)	p.7では法や条例の規定の確認をすることを促すための記載としているため触れていない。 また、p.20では見やすい場所への掲示や期間中の掲示などの留意点を示すものであるため掲載しないこととした。 ※p.14に「合わせて一つの掲示としてもよいこと」、「参考資料6に掲示様式の例を示したこと」を追加した。
	(3)石綿の使用有無に関する事前調査	10	p.8②	時岡委員	工作物について、事前調査結果の報告対象が限定されているため、記載が必要である。	注釈に環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号)を追加。
		11	p.9注釈	事務局	-	調査者による事前調査が義務付けられていない建築物の要件等について追加。

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	ガイドラインへの反映等
第2章	(4)リスクコミュニケーションを行うための準備	12	p.11図2-2	城山委員	下請負人も加えるべき。	石綿除去等作業の実施者に下請負人を追加。
		13		時岡委員 高瀬委員	石綿なしの作業掲示に法令義務はない。	法令等の規定なし(セルの色黄色)に修正。併せて掲示を推奨することをカッコ書きで追加。
		14	p.12表2-1	外山委員	石綿の使用箇所について、屋内のほうが石綿濃度が高くなる傾向にあるため、屋内が優先されるべきであり、少し違和感を覚える。	本文に合わせて表示順を修正し、石綿の使用箇所を削除した。
		15		村山座長	誤解がありそうなところは表から外すことも検討が必要である。	
		16	p.14	事務局	時岡委員ご意見(9)	合わせて一つの掲示としてもよいこと」、「参考資料6に掲示様式の例を示したこと」を追加した。
		17	p.15表2-2	時岡委員	8行目の石綿含有建築材料の説明の「届出対象」「届出対象外」は必要か。事前調査結果の報告は不要と誤解を生まないか。	ご意見を踏まえ、記載は不要と判断し、削除した。
		18	p.16表2-4	事務局	-	除去等作業終了後に情報提供する事項の例に、取り残し等の確認者、石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認結果を追加。
	(5)リスクコミュニケーションの実施	19	p.20	時岡委員	作業終了のお知らせも本文に掲載しているため、参考として参照すべき。	ご意見を踏まえ、p.26図2-4を参照することを追加。
		20		事務局	-	p.13に記載された内容であるため、『石綿含有建築材料が使用されていない場合は、「なしと判断した根拠」についても掲示しなければなりません。』を削除。
		21	p.23～	時岡委員	チラシは地域住民に安心感を持っていただくことが重要であるため、飛散性の度合いについてはある程度記載したほうが良い。	・飛散性の低い建材の中から、使用量の多い建材を例示した(p.23及びp.26の鉄骨造の例は石綿含有スレートボード、p.25の木造戸建住宅の例は石綿含有屋根用化粧スレート。いずれも原形のまま取り外しを想定。) ・「発じん性の比較的低い石綿含有成形板」は「発じん性の比較的低い石綿含有成形板等に分類される〇〇〇」といった表現に変更した。 ・「むやみに除去すると石綿が飛散する可能性があるため」を追加した。
		22		高瀬委員	むやみに除去すると石綿が飛散する可能性があるため、シートで養生する、湿潤化する」等の文言を補足してはどうか。	
		23		加藤委員	石綿則によりけい酸カルシウム板第1種とその他石綿含有成型品の扱いが変更されたこともあり、一括りの例にしてよいものか。	
		24		村山座長	ガイドラインはわかりやすい例のほうがよいので、石綿の飛散性が比較的低いことが明確な建材を記載するほうがよい。	

章	項	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	ガイドラインへの反映等
第2章	(5)リスクコミュニケーションの実施	25	p.29	高瀬委員	⑤その他の方法で実施する場合」の記載について、次のガイドライン改訂までに数年あると思われるが、その間にもデジタル化が急速に進むと考えられるため、5～10年先を見据えた書き方があってもよい。具体的にSNS等の活用と書かずに、「時代の流れに応じた方法で実施する」といった記載でもよいと思う。	ICTの急速な拡大、新たなサービスやプラットフォームの活用を追加した。SNSによる会議の通知は削除。
		26		村山座長	読者が理解しやすい表現で追加修正してほしい。	
第3章	(2)石綿漏えい・飛散事故発生時	27	p.34表3-3	事務局	-	p.16表2-4の記載に合わせ、除去等作業終了後に情報提供する事項の例に、取り残し等の確認者、石綿粉じんが飛散するおそれがないことの確認結果を追加。

: 第2回検討会意見
 : 検討会後にいただいた意見

主なご意見と修正箇所(資料編)

章	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
-	1	目次	村山座長	参考資料の目次も必要。	本編目次の裏に掲載していたが、参考資料側に移動した。
2. 石綿含有建築材料の種類	2	p.3 表2-1(2)	時岡委員	下地調整塗材について、区分にこだわるのであれば、「石綿含有成形板等」の欄にいれていただきたい。	下地調整塗材は、仕上塗材と同時に除去されることが多いため、マニュアルの記載に合わせて仕上塗材の下段に記載した。
	3		事務局	-	誤植を修正。 ロックール⇒ロックウール
	4		加藤委員	注釈2.石綿吹付けパーライト、石綿吹付けパーミキュライトは、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライトとしたほうが良い。	ご意見を踏まえ、修正。
	5		加藤委員	表中にも注番号を付けたほうがよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、注番号を付加(表2-1(1)も同様)。
	6		p.5 写真2-2(1)	事務局	-
	3.リスクコミュニケーション事例における成功例・苦労した点等	7	p.7~12	加藤委員	事例について、平成27年に調査したものか、令和3年に調査したものか示すと実施時期による違いが明確になる。
4. リスクコミュニケーションの個別事例	8	p.22、p.23	事務局	-	用語を統一。 ・石綿建材→石綿含有建材 ・負圧機→集じん・排気装置 ・完成検査→完了検査
5. 地方公共団体の周知範囲の事例	9	p.31	村山座長	周知範囲について、最新の情報はそれぞれの自治体に確認してもらうようなことを書いたほうが良い。	「周知範囲等に変更される可能性がありますので、最新の情報は地方公共団体に確認してください。」を追加。
	10	p.31~34	事務局	-	1H(2H)の説明書きを注釈に追加。
6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例	11	p.36~38	事務局	-	揭示の記入例→記入の様式例に修正。

章	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
8. 想定問答の例	12	p.47	事務局	-	Q1.大気中の石綿濃度を測定する場合の測定位置についてもマニュアルに記載された方法であるため、マニュアルに定めた方法に従いを前段に移動させた。
	13	p.47	事務局	-	Q1.大気中の石綿濃度を測定しない場合の確認に、作業基準に合わせて「負圧が確保されていることの確認」、「相対粉じん濃度計を用いた粉じん濃度の確認」を追加、スモークテスターの記載を削除した。 また、確認のタイミングに「作業中断時」を追加。さらに、集じん・排気装置の確認に移動時やフィルタ交換時を追加。 ※Q11.、Q13.、Q14.の同様の記述も修正した。
	14	p.48	時岡委員	Q3戸建て⇒一戸建て、建築物石綿含有建築材料調査者⇒建築物石綿含有建材調査者	誤植を修正。
	15		事務局	-	分析調査の実施者の要件の記載を追加。
	16	p.49	事務局	-	Q4.除去したけい酸カルシウム板第1種のこん包に「十分な強度を有するプラスチック袋にこん包」を追加。
	17	p.50	時岡委員	Q5.成形板⇒成形板等	ご意見を踏まえ、修正。
	18	p.50～51	事務局	-	Q6.廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の区分が分かるように建材の後ろにカッコ書きで記載。また、石綿含有仕上塗材を除去したものは廃石綿等に該当しないが二重こん包が必要なことを記載。
	19	p.53～54	事務局	-	Q11.事故を想定しています→事故が考えられますに表現を修正。 吹付け材等の対応はQ1の修正を反映。 成形板等の事故は誤って破損した場合、仕上塗材の事故は除去物の乾燥による飛散、廃棄物の破袋とした。
	20		村山座長	Q11の回答例は、設問の後半部分の趣旨(事故が起きたら知らせてほしい)と乖離している箇所があり、修正が必要。建材別の対応としているが、共通部分を上に記載するというのもよい。	石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の回答に対応とお知らせすることを追加した。
	21	p.54	事務局	-	Q12.調査結果を再確認し、結果に不備があった場合には再度確認を行うという回答の場合、周辺住民等に不信感を与えるおそれがあるため、「資格者が適切に実施した」という説明書きに変更した。
	22	p.55	村山座長	Q14の回答例についてもQ11同様設問の趣旨(連続測定しないとばく露状況は分からない)と合っていない箇所がある(成形板等)。	石綿含有成形板等については、大気濃度測定を実施する場合と実施しない場合の対応を追加した。

章	意見 No.	修正箇所 ページ	委員	意見	マニュアル案への反映等
9.用語 集	23	p.57	時岡委員	成形板⇒成形板等	ご意見を踏まえ、修正。
	24	p.57	事務局	-	石綿含有成形板等の石綿含有成形品に関する記述を追加。
	25	p.58	事務局	-	事前調査について、書面調査、目視調査、分析調査の概要説明を追加。
	26	p.60	事務局	-	廃棄物処理法の説明を追加。

 : 第2回検討会意見
 : 検討会後にいただいた意見